## 平成 19 年から

# あなたの所得税・住民税が変わります。

## ●平成 19 年から税源移譲により、所得税と住民税の税率が変わります。

## 「何が変わるの?|

「地方のことは地方で」という方針のもと、地方分権を積極的に進めていく「三位一体改革」が実現します。その柱といえ るのが、今回の「税源移譲(ぜいげんいじょう)」。税源移譲では、所得税(国税)と住民税(地方税)の税率を変えることで、 国の税収が減り、地方の税収が増えることになります。およそ3兆円の税源が、国から地方へ移譲されます。

## 「どう変わるの? |

税源移譲によって、地方は必要な財源を直接確保できるようになります。これにより、住民はより身近で、よりよい行政サービス を受けられるようになります。

所得税 平成19年1月分から適用 4段階の税率を、6 段階に細分化

(所得税と住民税を合わせた税負担が変わらないよう制度設計

平成19年6月分から適用

3段階の税率から、一律 10% に

(都道府県民税 4%、市区町村民税 6%)

増減額

0円

0円

0円

ほとんどの方は、1月分から所得税が減り、そのぶん6月分から住民税が増えることになり ます。しかし、税源の移し替えなので、「所得税+住民税」の負担は基本的には変わりません。

#### モデルケース

#### 税源移譲による負担変動(年額)

## 独身者の場合



		税	源	移	譲	後		
所	得	税	住	民	税	合	計	
6	2,00	0円	12	6,50	0 円	188	,500円	=
160	0,50	0円	26	0,50	0円	421	,000円	
370	6,50	0円	40	4,50	0円	781	,000円	

## 夫婦+子供2人の場合

給与収入	税	源 移 譲	前		
和子拟八	所 得 税	住民税	合 計		
300 万円	0円	9,000円	9,000 円		
500 万円	119,000円	76,000 円	195,000 円		
700 万円	263,000 円	196,000 円	459.000 円		

			税	源	移	譲	後				担
	所	得	税	住	民	税	合	計		増減	額
	0円			9,000円		9,000 円		=	0 P	9	
	59,500 円			135,500 円			195,000 円			0 P	9
I	16	5,50	0円	29	3,50	0円	459,	000円		0 P	9

※夫婦+子供2人の場合、子供のうち1人が特定扶養親族に該当するものとしています。

※一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。

★このほか、実際の負担増減額には、平成19年から定率減税が廃止される等の影響があることにご留意ください。 (詳しくは右のページをご覧ください)

## ▼税源移譲以外の主な変更点

### ●定率減税が廃止されます。

平成 11 年度から、景気対策のために暫定的な税負担の軽減措置として導入されていた定率減税が、最近の経済状況 を踏まえて廃止されます。(所得税は平成19年1月分、住民税は平成19年6月分から)

#### 平成 18年

所得税:平成18年1月分から

税額の10%相当額を減額(12.5万円を限度)

住民税:平成18年6月分から

税額の7.5% 相当額を減額(2万円を限度)

#### 平成 19 年以降

所得税:平成19年1月分から廃止



住民税:平成19年6月分から廃止

#### モデルケース

#### 夫婦+子供2人・給与収入700万円(年額)



平成 18年 平成 19年 住民税 196,000 円 住民税 293,500 円 · 定率減税 △ 14.700 円 263.000 円 所得税 165.500 円

· 定率減税 △ 26.300 円 418,000 円

合 計 459,000 円

※子供のうち1人が特定扶養親族に該当するものとしています。※一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。

## ●住民税の老年者非課税措置が廃止されましたが、終渦措置がとられています。

平成 17 年 1 月 1 日現在、65 歳以上の人(昭和 15 年 1 月 2 日以前に生まれた人)で、前年の合計所得金額が 125 万円以下の人は、平成17年度まで住民税が非課税でしたが、年齢に関わらず公平に負担を分かち合うという観点から、 この措置が平成 18 年度から廃止され、現役世代と同様の制度が適用されています。ただし、急激な税負担を緩和する ため経過措置がとられています。

#### 平成 17 年度

### 合計所得金額 125 万円以下の人 非課税

#### 平成 18 年度以降

平成 18 年度は税額の 3 分の 2 を減額 平成 19 年度は税額の 3 分の 1 を減額 平成 20 年度以降は、全額負担

※この経過措置は昭和15年1月2日以前に生まれた人が対象になります。

19.900 円

37.400円)

## モデルケース

## 70 歳独身・年金収入 200 万円(年額)

## 平成 17年度

所得税

・定率減税

수 計

(税 額

非課税 住民税

34.800 円

△ 6.960 円

27.840 円

27,800円)

住民税 ・定率減税

所得税

・定率減税

수 計

(税 額

平成 18 年度

△ 1.500 円 ·(住民税一定率減税) × 2 △ 12,267 円

34.800 円 △ 3.480 円 37.453 円

平成 19 年度

37.300円 ·住民税 × 1/2 △ 12,434 円

17.400 円

수 計 42.266 円 (税 額 42.200円)

※一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。

※年金収入 200 万円の人は、年金に係る控除を行った後の合計所得金額は 125 万円以下なので、経過措置が適用されます。

※各モデルケースの住民税(年額)は所得割に係るもので、このほか均等割が課税されます。